

農畜産物輸出拡大施設整備事業 実施要綱の制定について

〔 27 生産第 2393 号
平成 28 年 1 月 20 日
農林水産事務次官依命通知 〕

一部改正 平成28年10月11日付け28生産第1129号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

この度、農畜産物輸出拡大施設整備事業について、別紙のとおり農畜産物輸出
拡大施設整備事業実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

昨年の環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P」という。）交渉の大筋合意を踏まえ、高品質な我が国の農畜産物の一層の輸出拡大により、攻めの農林水産業を推進していくことが必要である。

このため、農畜産物輸出拡大施設整備事業は、産地等の取組として、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援するものである。

第2 目 的

農畜産物輸出拡大施設整備事業による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備
- 2 食品流通のグローバル化

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ及びⅡに掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1のⅠ及びⅡに定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 対象地域

- （1）事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄の1の（1）の耕種作物共同利用施設整備のクの生

産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設及び（２）の畜産物共同利用施設整備並びにⅡのメニューの欄の１の施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- （２）産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内（生産緑地を除く。以下「市街化区域」という。）においても実施できるものとし、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

4 成果目標の基準及び目標年度

（１）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

（２）目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組

事業実施年度（複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）から5年以内とする。

イ 食品流通のグローバル化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から5年以内とする。

5 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

6 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

7 地域提案

都道府県知事は、地域の実情及び第2の政策目的を達成する観点から、別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第4 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、別表2に規定するその他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、

都道府県知事に提出するものとする。

なお、第2の1のうち、輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む事業実施主体は、原則として、整備施設等の所在地を管轄する都道府県知事に事業実施計画を提出するものとする。

- (1) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、別表1のIIのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合、卸売市場施設整備であって都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除く。

- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体となる場合については、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号及び3号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、2の提出を行う際に併せて、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は別表1のI及びIIの事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式1号及び3号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- (3) 地域提案の事業内容の変更

6 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第5 対策の実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から平成29年3月31日までとする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした国産農畜産物の輸出のための生産・流通体制の構築のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、別表3に規定する項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 1及び3の作成に当たっての留意事項は、第11のほか、生産局長等が別に定めるところに

よるものとする。

- 5 国は、都道府県知事に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表3に規定する項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を次の時期に実施するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善措置を提出させるものとする。
- 6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業の推進に関する施策
- 8 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 9 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第11 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については次に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

事業実施主体は、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

6 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

8 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

9 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

10 推進指導等

（1）都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（2）都道府県知事は、（1）に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

11 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

第12 その他

本対策の実施につき必要な事項については、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、農林水産省総合食料局長、農林水産省経営局長通知）を準用するものとする。

附 則

この通知は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

別表1のI（第3関係）

政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備 次の事業が実施できるものとする。 1 整備事業 (1) 耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 農作物被害防止施設 ク 生産技術高度化施設 ケ 種子種苗生産関連施設 (2) 畜産物共同利用施設整備 畜産物処理加工施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (6) 土地改良区 (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） (11) 消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (13) 食品事業者 以下のア又はイの場合に限るものとする。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 (14) 民間事業者（生産局長が別に定めるものに限る。） (15) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。 (16) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 ただし、生産局長等が別に定める場合を除く。 (2) 要綱第3の4の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合にあつては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあつては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内とする）。

別表1のII（第3関係）

政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
食品流通のグローバル化	農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備 〔 中央卸売市場施設整備、地方卸売市場施設整備、事業協同組合等事業 〕 1 整備事業 次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する整備 イ 上記以外の整備 (2) 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの） (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設（高度化・強化を図るもの） (6) 衛生施設（高度化・強化を図るもの） (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) (1) から (13) までの施設内容に準ずる施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 事業協同組合又は協同組合連合会 (3) (2) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (4) 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実に認められる者 (5) 特認団体	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 要綱第3の4の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	交付金の交付率は定額（事業費の4/10以内（ただし、生産局長等が別に定める場合において、生産局長等が別に定める率以内）とする。

別表2（整備事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅠの産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 農畜産物輸出拡大施設整備事業の配分基準について（平成28年1月20日付け27食産第4824号、27生産第2396号、27政統第493号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 6 担い手の育成目標に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。 ただし、輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備及び別表1のⅠのメニューの欄の1の（2）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設については、これらの記載を必要としない。 7 事業効果の発現目標に関する項目 輸出国別の輸出向け出荷量及び出荷額の現状値と目標値を記載するものとする。 8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 9 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
食品流通のグローバル化	農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備	1 成果目標の妥当性に関する項目 別記様式1号のⅡの食品流通のグローバル化を目的とする取組用に規定されている項目を含めて記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目

生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。

3 事業概要に関する項目

- (1) 事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等）
- (2) 当年度工期
- (3) 当年度事業費
- (4) 全体事業期間（複数年度の事業の場合）
- (5) 全体事業費（複数年度の事業の場合）

4 事業を実施する理由に関する項目

- (1) 現状と課題
- (2) 対応方向・方針
- (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容

5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目

6 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

- (1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）
- (2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）
- (3) 交付率
- (4) 財源内訳（国費、地方債、一般財源、その他）

7 高度化施設等に関する項目

- (1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合）
- (2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合）
- (3) 品質管理高度化施設に該当する理由

8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目

- (1) 整備規模
- (2) 必要規模及びその算定根拠
- (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由

9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

- (1) 事業費
- (2) 交付対象事業費
- (3) 交付金の額

10 繰越額に関する項目

- (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額
- (2) 前年度分と当年度分の工程表

11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

- (1) 事業費
- (2) 交付対象事業費
- (3) 交付金の額

12 9のうちの新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目

- (1) 建設計画の概要
- (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合）

		(3) 工事計画・工事工程表 13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	--	--

別表3（整備事業の実施状況報告及び評価報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式2号のⅠに規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表2のメニュー欄の農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備に記載すべき項目の6のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 4 事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 5 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果（輸出先国別の輸向向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 6 その他事業実施状況報告に必要な項目
食品流通のグローバル化	農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備	1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式2号のⅡの食品流通のグローバル化を目的とする取組用に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目